



2026年2月6日

各 位

会 社 名 三井倉庫ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 社長執行役員 古賀 博文
(コード番号: 9302 東証プライム市場)
問合せ先 財務経理部長 松木 武
(TEL. 03-6775-3082)

**自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付け
並びに第三者割当による第1回新株予約権及び第2回新株予約権の発行に関するお知らせ
(ファシリティ型自己株式取得 (Accelerated Share Repurchase) による自己株式の取得)**

当社は、2026年2月6日開催の取締役会において、会社法第459条第1項及び当社定款第38条の規定に基づき自己株式の取得に係る事項について決議いたしましたが、具体的な取得方法について、下記「I. 自己株式の取得」に記載の通り、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付けを含む株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における市場買付けにより行う方法によるものとし、また、その一部についてファシリティ型自己株式取得（ASR）による方法（詳細については下記「I. 自己株式の取得 4. ファシリティ型自己株式取得（ASR）について」をご参照ください。）で行うことを決定しましたので、お知らせいたします。

また、今般の自己株式の取得の一部をファシリティ型自己株式取得（ASR）による方法で行うことに伴い、当社は、同日開催の取締役会において、SMB C日興証券株式会社（以下「SMB C日興証券」という。）を割当予定先とした第三者割当による第1回新株予約権（以下「ASR出資金額固定型新株予約権」という。）及び第2回新株予約権（以下「ASR 交付株式数固定型新株予約権」といい、ASR出資金額固定型新株予約権及びASR 交付株式数固定型新株予約権をあわせて、個別に又は総称して「本新株予約権」という。）の発行について決議し、本日付でSMB C日興証券との間で本新株予約権の割当て等に関する契約（以下「本割当契約」という。）を締結しましたので、あわせてお知らせいたします。

なお、上記の自己株式の取得に係る事項の決議の詳細については、本日付で公表の「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ（会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）」をご参照ください。

I. 自己株式の取得

1. 自己株式の取得を行う理由

当社グループは「中期経営計画2022」（2023年3月期～2027年3月期）において、持続的成長に向けた投資の実行と、連結配当性向30%を基準とした業績に連動した機動的な株主還元を行う方針のもと、高水準な資本効率を維持することを目標に掲げております。

当社は今般、当社グループの財務状況や事業計画、資本市場からの期待を総合的に勘案の上、中期経営計画の最終年度に向けた資金配分を見直し、一部を株主還元の拡充へ充当することが株主価値の向上に資するものと判断したことから、自己株式の取得を行うこととしました。また、その方法として、相応の規模を有する自己株式の取得を即時に行うことが可能なファシリティ型自己株式取得（ASR）による方法も一部採用することで、株主還元に対するコミットメントをより一層確固たるものとし、ひいては企業価値向上のサイクルに資すると判断し、資本効率の向上及び株主還元の拡充を目的に自己株式取得の実施を決議いたしました。

ご注意： この文書は、当社の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付け並びに第三者割当による第1回新株予約権及び第2回新株予約権の発行に関するお知らせ（会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）の記載文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

2. 取得の方法

(1) 自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による取得

本日（2026年2月6日）の終値（最終特別気配を含みます。）3,571円で、2026年2月9日午前8時45分の東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）において買付の委託を行い、約196億円に相当する5,500,000株（上限）の自己株式の取得（以下「本自己株式取得（ToSTNeT-3）」といい、かかる取得株式数の上限を「取得予定株式数（上限）」という。）を行います。なお、当該買付注文は当該取引時間限りの注文とします。

なお、本自己株式取得（ToSTNeT-3）においては、その取得予定株式数（上限）5,500,000株のうち2,250,000株についてSMB C日興証券より売付注文がなされる予定であります（かかるSMB C日興証券からの売付注文予定の株式数を「取得予定株式数（ASR）」といい、同社からの自己株式取得を「本自己株式取得（ASR）」という。）が、SMB C日興証券からの取得分についての当社の実質的な取得価額が、2026年8月3日から後述の本新株予約権のいずれかの権利行使日の前取引日までの期間（以下「平均 VWAP 算定期間」という。）中の各取引日（「取引日」とは東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の売買高加重平均価格（以下「VWAP」という。）の平均値に100.20%を乗じた価格（以下「平均 VWAP」という。）と等しくなるよう、当社とSMB C日興証券との間でASR出資金額固定型新株予約権又はASR交付株式数固定型新株予約権を用いた調整取引（以下「本調整取引」という。）が行われる予定です。本調整取引の結果、最終的な自己株式の取得総額又は取得株式数が変動する可能性があります。

また、本自己株式取得（ASR）にあたり、SMB C日興証券は貸株市場からの借株を行いますが、同社は、当該借株の返却を目的として一定期間中、当社株式を株式市場内で取得（以下「本市場買付取引（ASR）」といい、本市場買付取引（ASR）を行う期間を「本市場買付期間（ASR）」という。）^(注)する予定です。詳細については下記「4. ファシリティ型自己株式取得（ASR）について」をご参照ください。

(注) 本市場買付取引（ASR）はSMB C日興証券の裁量により自らの判断と計算において行われるものであり、本市場買付期間（ASR）は2026年8月3日から、その最終日は遅くとも2027年1月29日までとなります。ただし、SMB C日興証券により、本新株予約権の権利行使期間（詳細については下記＜本新株予約権の権利行使期間＞をご参照ください。）の延長が必要となる市場混乱事由発生日（当社株式に関する取引制限等が課される等、本割当契約に基づき一定の事由が発生したとSMB C日興証券が合理的に判断した取引日をいう。以下同じ。）が発生した旨の申告が当社になされた場合、当該取引日の日数分に相当する取引日だけ、本市場買付期間（ASR）は延長される場合があります。

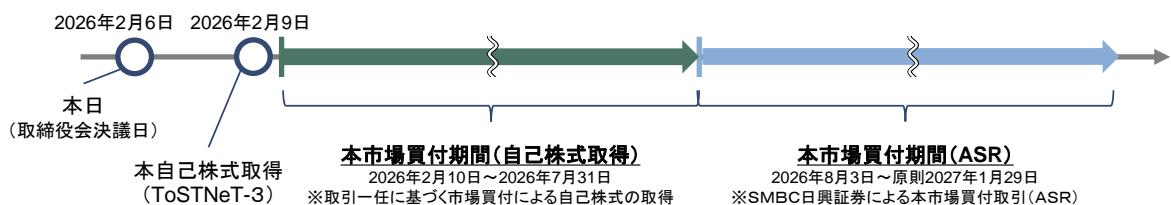
(2) 市場買付けによる取得

当社は、取得予定株式数（上限）5,500,000株のうち、本自己株式取得（ToSTNeT-3）において一般的の株主の皆様を含め売付注文がなされなかった分について、本市場買付期間（ASR）に先立ち、2026年2月10日から2026年7月31日までの期間（以下「本市場買付期間（自己株式取得）」といい。）中、取引一任契約に基づく市場買付による自己株式の取得（以下「本自己株式取得（市場買付）」といい。）を行います。

(注) 本自己株式取得（ToSTNeT-3）により取得予定株式数（上限）全部の取得が行われた場合には、本自己株式取得（市場買付）は行われません。また、本自己株式取得（ToSTNeT-3）により取得予定株式数（上限）全部の取得が行われない場合でも、本市場買付期間（自己株式取得）中の市場動向等により本自己株式取得（市場買付）の一部又は全部が行われない可能性があります。

ご注意： この文書は、当社の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付け並びに第三者割当による第1回新株予約権及び第2回新株予約権の発行について一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

＜本市場買付期間（自己株式取得）及び本市場買付期間（ASR）の概観＞



3. 取得の内容（本自己株式取得（ToSTNeT-3））

- (1) 取得対象株式の種類 当社普通株式
- (2) 取得する株式の総数 5,500,000 株
(発行済株式総数（自己株式を除く。）に対する割合 7.35%)
- (3) 株式の取得価額の総額 19,640,500,000 円
- (4) 取得結果の公表 2026年2月9日午前8時45分の取引終了後に取得結果を公表します。
- (注) 1. 当該株数の変更は行いません。なお、市場動向等により、一部の取得が行われない可能性もあります。
- (注) 2. 取得予定株式数（上限）に対当する売付注文をもって買付けを行います。

（ご参考）自己株式の取得に関する決議内容（2026年2月6日公表分）

- (1) 取得対象株式の種類 当社普通株式
- (2) 取得し得る株式の総数 5,500,000 株（上限）
(発行済株式総数（自己株式を除く。）に対する割合 7.35%)
- (3) 株式の取得価額の総額 34,000,000,000 円（上限）
- (4) 取得期間 2026年2月9日から2026年7月31日
- (5) 取得方法 自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付けを含む東京証券取引所における市場買付け

4. ファシリティ型自己株式取得（ASR）について

当社は、今般実施する自己株式の取得について、SMBC日興証券より提案のあったファシリティ型自己株式取得（ASR）（本自己株式取得（ASR）及び本調整取引の一連の取引を通じた自己株式の取得をあわせて、以下「本スキーム」と総称する。）の方法を併せて行うことが、以下に記載の理由により、相応の規模を有する自己株式の取得を即時に行いたいという当社のニーズを充足し得る最良の選択肢であると判断し、本自己株式取得（ToSTNeT-3）のうち、その一部をファシリティ型自己株式取得（ASR）で行うとともに、本自己株式取得（市場買付）により行うこといたしました。

市場買付による自己株式の取得方法のうち、通常の立会取引で自己株式を取得するスキームとしては、当社が個別に発注するもの、証券会社による一任勘定取引、信託会社の利用等、様々な手法が存在しますが、当社が今回企図している規模の自己株式の取得を行う場合、当社株式の市場における売買高を勘案すると、いずれの市場買付による手法も、自己株式の取得が終了するまでに一定の期間を要することになることが想定されます。また、ToSTNeT-3において買付の委託を行う場合には、上記の手法と異なり、取引自体は1日で終了するものの、株主の皆様による売付注文の数量次第では、当社が企図していた規模の自己株式の取得ができない可能性があります。

この点、今般の自己株式取得における一部において本スキームを採用することで、後述の通り、新株予約権の発行に係る手続きを要するものの、一般の株主の皆様による売付注文が少ない場合であっても、SMBC日興証券が自己の計算に基づき、取得予定株式数（ASR）の総数について売付注文を行う予定であることから、当社は取得予定株式数（ASR）の総数について高い確度で自己株式の取得を行うことが可能になります。なお、現時点ではSMBC日興証券の売付注文は確定しておりませんが、SMBC日

ご注意：この文書は、当社の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付け並びに第三者割当による第1回新株予約権及び第2回新株予約権の発行に関する一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

日興証券からは、貸株市場からの借株により取得予定株式数（ASR）の総数について売付注文を行うことが可能であると見込んでいる旨の確認を得ております。また、本自己株式取得（市場買付）に加えて、本市場買付期間（ASR）中に行われるSMB C日興証券による本市場買付取引（ASR）により、当社株式の需給の改善も期待できるものと考えております。

なお、SMB C日興証券による売付に関する情報が東京証券取引所のホームページ（<https://www.jpx.co.jp/markets/public/short-selling/index.html>）において公表されるとのことですので、あわせてご参照ください。

＜本スキーム（ファシリティ型自己株式取得（ASR））の概要＞

本スキームの概要は以下の通りです。

- 当社は、2026年2月9日にToSTNeT-3による買付けにより、取得単価（3,571円）で、取得予定金額（約196億円）に相当する取得予定株式数（上限）（5,500,000株）の本自己株式取得（ToSTNeT-3）を行います。その際、SMB C日興証券は貸株市場から借株をした上で本自己株式取得（ToSTNeT-3）に応じる形で、上記5,500,000株のうちの2,250,000株に相当する取得予定株式数（ASR）と同数の売付注文（約80億円）を行う予定です。
したがいまして、本自己株式取得（ToSTNeT-3）に際して一般の株主の皆様が売付注文をしない場合であっても、当社は本自己株式取得（ToSTNeT-3）において取得予定株式数（ASR）分の自己株式は取得することができる見込みです。なお、ToSTNeT-3では一般的の株主の皆様からの売付注文は、金融商品取引業者であるSMB C日興証券の自己の計算に基づく売付注文より優先されますので、一般的の株主の皆様からの売付注文と取得予定株式数（ASR）の合計が取得予定株式数（上限）を上回った場合には、SMB C日興証券による売付注文に対する約定は、その超過分を除いた株式数についてのみなされます。そのため、一般的の株主の皆様から取得予定株式数（上限）に達する数の売付注文があった場合には、SMB C日興証券からの売付けによる本自己株式取得（ASR）は行われることとなり、ASR出資金額固定型新株予約権及びASR交付株式数固定型新株予約権はいずれも行使されません。
- SMB C日興証券は、本市場買付期間（ASR）中、借り入れた当社株式のうち本自己株式取得（ASR）において実際に当社に対して売却した数量の当社株式（以下、かかる株式の数量を「売却株式数（日興）」という。）の返却を目的として、SMB C日興証券の裁量により自らの判断と計算において当社株式を株式市場内で取得する予定です（本市場買付取引（ASR））。
- 本スキームにおいては、当社が本自己株式取得（ASR）を通じてSMB C日興証券から取得した株式に関して、当社の実質的な取得単価が平均VWAP算定期間中の各取引日の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終日のVWAPの単純算術平均値に100.20%を乗じた価格（平均VWAP）と等しくなるように設計されています。具体的には、当社は、本調整取引のためにSMB C日興証券に対してASR出資金額固定型新株予約権及びASR交付株式数固定型新株予約権を割り当てます。SMB C日興証券が、平均VWAPの推移の状況に応じて、本市場買付期間（ASR）最終日の翌取引日にASR出資金額固定型新株予約権又はASR交付株式数固定型新株予約権のいずれかを行使することにより、本調整取引が行われます。本調整取引の内容は、具体的には以下の通りです。
 - 平均VWAPが、本自己株式取得（ASR）に係る取得単価よりも高い場合（ASR出資金額固定型新株予約権の権利行使による本調整取引）
 - この場合、SMB C日興証券が、本市場買付取引（ASR）において平均VWAPで株式を取得すると仮定すると、SMB C日興証券が本自己株式取得（ASR）において当社から受領した金額（以下「受領金額（日興）」という。）の全額を使っても、SMB C日興証券が借り入れた株式の返却に充分な数量の株式を買い付けることができません（かかる仮定の下で買い付けることができる株式数を、以下「取得可能株式数（平均VWAP）」という。）。そのため、SMB C日興証券は、本市場買付期間（ASR）最終日の翌取引日にASR出資金額固定型新株予約権行使すること

ご注意：この文書は、当社の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付け並びに第三者割当による第1回新株予約権及び第2回新株予約権の発行に関する一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

により、不足する株式数に相当する株式を取得します。なお、ASR 出資金額固定型新株予約権の行使時の出資金額は 1 円であり、その行使により SMB C 日興証券に交付される株式数は、以下の算式によって算定されます。

$$\text{ASR 出資金額固定型新株予約権の交付株式数} = \text{売却株式数 (日興)} - \text{取得可能株式数 (平均 VWAP)}$$

$$(\text{取得可能株式数 (平均 VWAP)}) = \text{受領金額 (日興)} \div \text{平均 VWAP}$$

※ 上記交付株式数は行使価額 1 円に対する交付株式数です。

- 上記の ASR 出資金額固定型新株予約権の権利行使による当社株式の交付が行われた結果、本スキームにおいて当社が取得することとなる実質的な自己株式の取得株式数は、当社が ToSTNeT-3 取引により買い付けた株式数から、ASR 出資金額固定型新株予約権の権利行使による交付株式数を控除した株式数となります。
 - 本自己株式取得 (ToSTNeT-3) において一般の株主の皆様からの売付注文と取得予定株式数 (ASR) の合計が取得予定株式数 (上限) を超えなかった (取得予定株式数 (ASR) の全数について SMB C 日興証券の自己の計算に基づき売却がなされた) と仮定すると、本自己株式取得 (ASR) と以上のような本調整取引を組み合わせることにより、当社が取得予定株式数 (ASR) における取得予定金額約 80 億円を使用して平均 VWAP で株式を買い付けた場合と同じ結果となります (ただし、ASR 出資金額固定型新株予約権の権利行使時における出資金額 (1 円) は考慮しておりません。)。また、一般の株主の皆様からの売付注文と取得予定株式数 (ASR) の合計が取得予定株式数 (上限) を超えた場合、SMB C 日興証券が自己の計算に基づいて売却する当社株式数は、その超過分が控除される結果、本調整取引の対象となる自己株式取得の株式数は減少し、ASR 出資金額固定型新株予約権の交付株式数の上限は減少します。
 - なお、この場合、ASR 交付株式数固定型新株予約権は行使されず、SMB C 日興証券により放棄されます。
- ② 平均 VWAP が、本自己株式取得 (ASR) に係る取得単価よりも低い場合 (ASR 交付株式数固定型新株予約権の権利行使による本調整取引)
- この場合、SMB C 日興証券が、本市場買付取引 (ASR) において平均 VWAP で株式を取得すると仮定すると、SMB C 日興証券が本自己株式取得 (ASR) において当社から受領した金額 (受領金額 (日興)) を全額使用することなく、SMB C 日興証券が借り入れた株式の返却に必要な数量を買い付けることができます (かかる仮定の下で SMB C 日興証券が借り入れた株式の返却に必要な数量を買い付けるのに必要な金額を、以下「買付必要金額 (平均 VWAP)」)。そのため、SMB C 日興証券は、本市場買付期間 (ASR) 最終日の翌取引日に ASR 交付株式数固定型新株予約権を行使し、その行使の対価として、余剰分に相当する金銭を当社に対して支払います。なお、ASR 交付株式数固定型新株予約権の行使に係る交付株式数は 100 株であり、当該行使により当社に交付される金銭 (行使価額) は、以下の算式によって算定されます。

$$\text{ASR 交付株式数固定型新株予約権の行使価額} = \text{受領金額 (日興)} - \text{買付必要金額 (平均 VWAP)}$$

$$(\text{買付必要金額 (平均 VWAP)}) = \text{売却株式数 (日興)} \times \text{平均 VWAP}$$

※ 上記行使価額は、当社普通株式 100 株の発行に対して払い込まれる金額です。

- 上記の ASR 交付株式数固定型新株予約権の権利行使に係る行使価額の払込みが行われた結果、本スキームにおいて当社が取得する自己株式の実質的な取得総額は、当社が ToSTNeT-3 取引により支払った取得価額の総額から、ASR 交付株式数固定型新株予約権の行使価額を控除した金額となります。
- 本自己株式取得 (ASR) において一般の株主の皆様からの売付注文と取得予定株式数 (ASR) の

ご注意： この文書は、当社の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の買付け並びに第三者割当による第 1 回新株予約権及び第 2 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

合計が取得予定株式数（上限）を超えたかった（取得予定株式数（ASR）の全数についてSMB C日興証券の自己の計算に基づき売却がなされた）と仮定すると、本自己株式取得（ASR）と以上のような本調整取引を組み合わせることにより、当社が平均VWAPで取得予定株式数（ASR）2,250,000株を買い付けた場合と同じ結果となります（ただし、上記ASR交付株式数固定型新株予約権の権利行使時に交付される100株は考慮しておりません。）。また、一般の株主の皆様からの売付注文と取得予定株式数（ASR）の合計が取得予定株式数（上限）を超えた場合、SMB C日興証券が自己の計算に基づいて売却する当社株式数は、その超過分が控除される結果、本調整取引の対象となる自己株式取得の株式数は減少し、ASR交付株式数固定型新株予約権の行使価額の上限は減少します。

- なお、この場合、ASR出資金額固定型新株予約権は行使されず、SMB C日興証券により放棄されます。
- なお、当社普通株式に対する公開買付けが開始又は公表された場合等においては、本新株予約権の発行要項に基づき、当該公開買付けの開始又は公表までの一定期間のVWAPの平均値を基に事後調整取引を実施した上で、当該公開買付けの開始又は公表から権利行使期間（以下に定義する。）の末日までの取引日数を考慮した、借株の返却を目的とした本市場買付取引（ASR）未実施相当分について精算するため、ASR出資金額固定型新株予約権又はASR交付株式数固定型新株予約権の行使価額及び交付株式数が調整されることとされています（当社普通株式に対する公開買付けが開始又は公表された場合等において当該行使価額及び交付株式数の調整が適用される本新株予約権のいずれかの行使を、以下「本新株予約権の公開買付発生時行使」という。）。

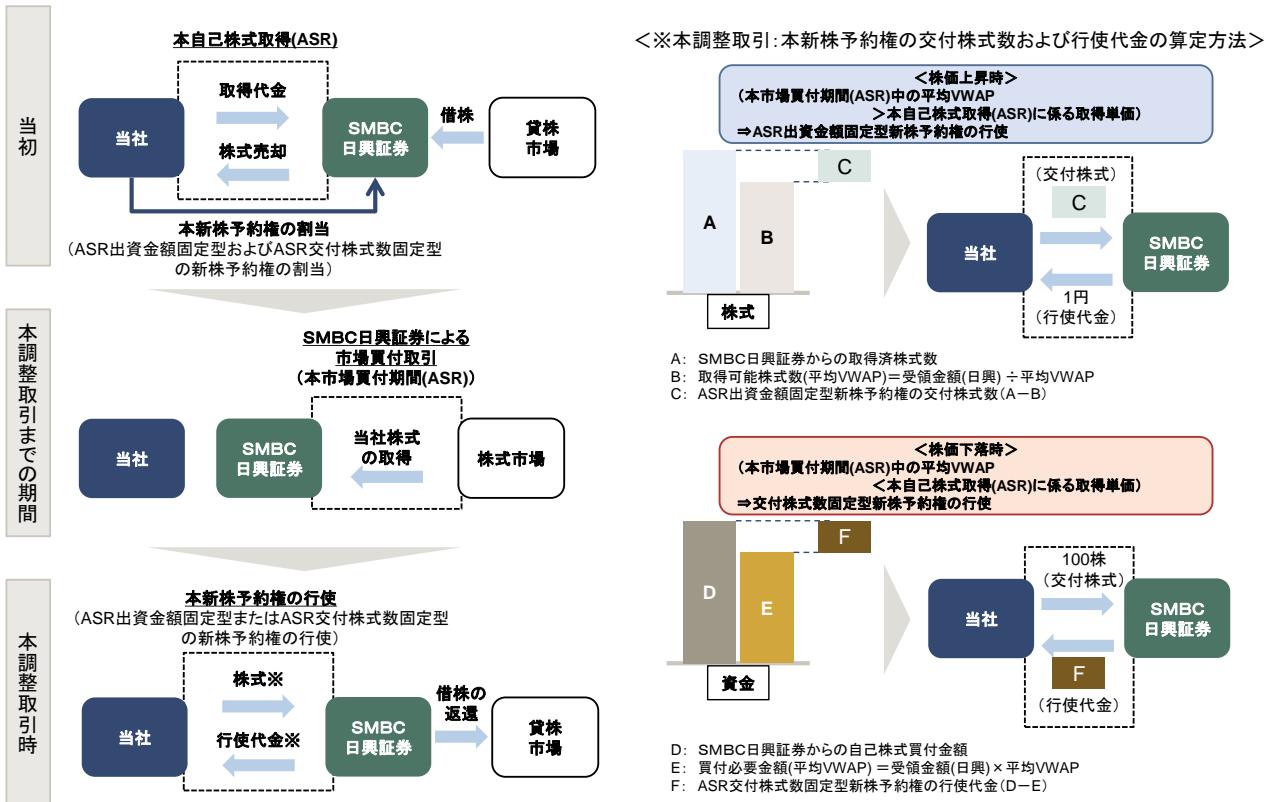
＜本新株予約権の権利行使期間＞

上記のASR出資金額固定型新株予約権又はASR交付株式数固定型新株予約権のいずれかの行使は、原則として本割当契約で定められる2026年9月15日から2027年2月1日（以下「権利行使期間」という。）までの間に行われる予定です。ただし、権利行使期間は、SMB C日興証券により、本新株予約権の権利行使期間の延長が必要となる市場混亂事由発生日が発生した旨の申告が当社になされた場合、最長で本新株予約権の発行要項に定める行使可能期間（以下「行使可能期間」という。）の最終日である2027年2月12日を限度として当該日数に相当する取引日だけ延長される他、本新株予約権の公開買付発生時行使が行われる場合においては権利行使期間に関わらず行使可能期間の初日以降に行使される場合があります。最終的な本調整取引の結果については、別途開示をする予定ですが、その結果次第では、最終的な自己株式の取得総額又は取得株式数が変動する可能性があります。

なお、万が一、平均VWAPが本自己株式取得（ToSTNeT-3）に係る取得単価と同額であった場合は、SMB C日興証券はASR出資金額固定型新株予約権及びASR交付株式数固定型新株予約権をいずれも放棄することとなります。

ご注意： この文書は、当社の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付け並びに第三者割当による第1回新株予約権及び第2回新株予約権の発行について一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

<本スキームの概略>



(注) 「当初」の取引においてはSMBC日興証券からの買付け（本自己株式取得（ASR））以外の本自己株式取得（ToSTNeT-3）の他、本自己株式取得（市場買付）も行われる予定ですが、上図では記載を省略しております。

ご注意： この文書は、当社の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付け並びに第三者割当による第1回新株予約権及び第2回新株予約権の発行について一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

＜ご参考：本調整取引テーブル＞

平均VWAP の取得単価 からの 乖離率 ①	平均VWAP (円) (② = 取得単価 × (1+①))	受領金額 (日興) (百万円) ③	売却株式数 (株) ④	本自己株式取得(ASR)後の平均VWAP → 本自己株式取得(ASR)時に係る取得単価の場合 (出資金額固定型新株予約権の権利行使による調整)			本自己株式取得(ASR)後の平均VWAP ← 本自己株式取得(ASR)時に係る取得単価の場合 (交付株式数固定型新株予約権の権利行使による調整)		
				取得可能株式数 (平均VWAP) (株) (⑤ = ③+④)	交付株式数 (株) (④-⑤)	実質的な 取得株式数 (株)	買付必要金額 (平均VWAP) (百万円) (⑥ = ②×④)	新株予約権の 行使価額 (百万円) (③-⑥)	実質的な 取得総額 (百万円)
20%	4,285.2	8,035	2,250,000	1,875,000	375,000	5,125,000			
18%	4,213.8	8,035	2,250,000	1,906,800	343,200	5,156,800			
16%	4,142.4	8,035	2,250,000	1,939,700	310,300	5,189,700			
14%	4,070.9	8,035	2,250,000	1,973,700	276,300	5,223,700			
12%	3,999.5	8,035	2,250,000	2,009,000	241,000	5,259,000			
10%	3,928.1	8,035	2,250,000	2,045,500	204,500	5,295,500			
8%	3,856.7	8,035	2,250,000	2,083,400	166,600	5,333,400			
6%	3,785.3	8,035	2,250,000	2,122,700	127,300	5,372,700			
4%	3,713.8	8,035	2,250,000	2,163,500	86,500	5,413,500			
2%	3,642.4	8,035	2,250,000	2,205,900	44,100	5,455,900			
0%	3,571.0	8,035	2,250,000	新株予約権の行使なし			新株予約権の行使なし		
-2%	3,499.6	8,035	2,250,000				7,874	161	19,480
-4%	3,428.2	8,035	2,250,000				7,713	321	19,319
-6%	3,356.7	8,035	2,250,000				7,553	482	19,158
-8%	3,285.3	8,035	2,250,000				7,392	643	18,998
-10%	3,213.9	8,035	2,250,000				7,231	803	18,837
-12%	3,142.5	8,035	2,250,000				7,071	964	18,676
-14%	3,071.1	8,035	2,250,000				6,910	1,125	18,516
-16%	2,999.6	8,035	2,250,000				6,749	1,286	18,355
-18%	2,928.2	8,035	2,250,000				6,588	1,446	18,194
-20%	2,856.8	8,035	2,250,000				6,428	1,607	18,034

(注) 1. 本自己株式取得 (ToSTNeT-3) において一般の株主の皆様からの売付注文と取得予定株式数 (ASR) の合計が取得予定株式数 (上限) を超えなかった場合 (取得予定株式数 (ASR) の全数についてSMB C 日興証券の自己の計算に基づき売却がなされた場合) の数値例です。なお、ASR 出資金額固定型新株予約権の権利行使時における出資金額 (1 円) 及びASR 交付株式数固定型新株予約権の権利行使時に交付される株式数 (100 株) は考慮しておりません。

(注) 2. 「実質的な取得株式数 (株)」及び「実質的な取得総額 (百万円)」は、SMB C 日興証券からの本自己株式取得 (ASR) を含む本自己株式取得 (ToSTNeT-3) 全体としての株数又は金額であり、本自己株式取得 (ToSTNeT-3) にあたって、一般の株主の皆様からの売付注文と取得予定株式数 (ASR) の合計が取得予定株式数 (上限) と同一となることを前提としています。

ご注意： この文書は、当社の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の買付け並びに第三者割当による第1回新株予約権及び第2回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

II. 第三者割当による本新株予約権の発行

1. 募集の概要

<ASR 出資金額固定型新株予約権>

(1) 割 当 日	2026年2月24日
(2) 新株予約権の総数	1個
(3) 発 行 価 額	0円
(4) 当該発行による 潜 在 株 式 数	<p>2,249,900株（上限）</p> <p>※ 上記株式数（上限）は、本自己株式取得（ToSTNeT-3）において一般の株主の皆様からの売付注文と取得予定株式数（ASR）の合計が取得予定株式数（上限）を超えず、かつ取得可能株式数（平均 VWAP）が100株となった場合を前提とした株式数であり、売却株式数（日興）（上限2,250,000株）より100株を控除した株式数です。</p> <p>※ 実際の交付株式数については、ASR 出資金額固定型新株予約権の権利行使時に下記（7）に記載の方法により算出されます。</p>
(5) 調 達 資 金 の 額	<p>0円</p> <p>※ 原則、ASR 出資金額固定型新株予約権の発行価額及びASR 出資金額固定型新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は1円ですが、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を控除し、0円となります。ただし、当社普通株式に対する公開買付けが開始又は公表された場合等一定の場合においては、発行要項に定める算式に基づいて算出される金額が加算されます。</p>
(6) 行 使 価 額	<p>1円</p> <p>ただし、当社普通株式に対する公開買付けが開始又は公表された場合等一定の場合においては、発行要項に定める算式に基づいて算出される金額が加算されます。</p>
(7) 交 付 株 式 数 の 算 定 方 法	<p>ASR 出資金額固定型新株予約権の行使時の実際の交付株式数は、ASR 出資金額固定型新株予約権の権利行使日に、原則として以下の算式に基づき算出されます。</p> $\text{交付株式数} = \text{①売却株式数（日興）} - \text{②取得可能株式数（平均 VWAP）}$ <p>①「売却株式数（日興）」は、本自己株式取得（ASR）においてSMB C日興証券が自己の計算で当社に売却した株式数（上限2,250,000株）です。</p> <p>②「取得可能株式数（平均 VWAP）」は、以下の計算式に従って算出される株式数（計算の結果生じる100株未満の端数は切り上げます。）となります。</p> $\text{取得可能株式数（平均 VWAP）} = \frac{\text{(ア) 受領金額（日興）}}{\text{(イ) 平均 VWAP}}$ <p>(ア)「受領金額（日興）」は、本自己株式取得（ASR）においてSMB C日興証券が自己の計算で当社に売却した株式の売却額の合計額（上限8,034,750,000円）です。</p> <p>(イ)「平均 VWAP」は、2026年8月3日（同日を含みます。）からASR 出資金額固定型新株予約権の権利行使日の直前取引日（同日を含みます。）までの期間（平均 VWAP 算定期間）中の東京証券取引所における</p>

ご注意： この文書は、当社の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付け並びに第三者割当による第1回新株予約権及び第2回新株予約権の発行について一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

	<p>る当社株式の普通取引の終日の VWAP の単純算術平均値に 100.20% を乗じた価格（円位未満小数第 5 位まで算出し、小数第 5 位を四捨五入します。）となります。ただし、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して 5 取引日前の日から同期間の末日までの期間及び ASR 出資金額固定型新株予約権の発行要項に定める除外市場混乱事由発生日は平均 VWAP 算定期間に含めません。</p> <p>なお、当社普通株式に対する公開買付けが開始又は公表された場合等一定の場合においては、交付株式数は、発行要項に定める異なる算式に基づき算出されます。</p>
(8) 募集又は割当方法 (割当予定先)	SMB C 日興証券に対する第三者割当方式
(9) そ の 他	<p>ASR 出資金額固定型新株予約権が行使される場合、原則として 2026 年 9 月 15 日から（市場混乱事由発生日が発生しない限り）本割当契約に定める権利行使期間内のいずれかの日（本市場買付期間（ASR）最終日の翌取引日）に行われます。</p> <p>その他、本割当契約には、SMB C 日興証券が ASR 出資金額固定型新株予約権又は ASR 交付株式数固定型新株予約権を行使した場合、他方の本新株予約権を行使できなくなる旨、SMB C 日興証券は当社の事前の書面による同意がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することができない旨、いかなる場合も ASR 出資金額固定型新株予約権と ASR 交付株式数固定型新株予約権の一方のみを譲渡することができない旨等が規定されております。本割当契約の概要については下記「2. 本新株予約権の発行の目的及び理由」をご参照ください。</p>

<ASR 交付株式数固定型新株予約権>

(1) 割 当 日	2026 年 2 月 24 日
(2) 新株予約権の総数	1 個
(3) 発 行 價 額	0 円
(4) 当該発行による 潜 在 株 式 数	<p>100 株</p> <p>ただし、当社普通株式に対する公開買付けが開始又は公表された場合等一定の場合においては、発行要項に定める算式に基づいて算出される株数が加算されます。</p>
(5) 調 達 資 金 の 額	<p>8,024,749,999 円（上限）</p> <p>※ 上記金額は、本自己株式取得（ToSTNeT-3）において一般の株主の皆様からの売付注文と取得予定株式数（ASR）の合計が取得予定株式数（上限）を超えず、かつ買付必要金額（平均 VWAP）が 1 円となった場合を前提とした金額であり、受領金額（日興）（上限 8,034,750,000 円）から 1 円を控除し、さらに本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を控除した金額です。</p> <p>※ 実際の調達資金の額は、下記（6）記載の方法により算出される行使価額に基づき減少します。</p>
(6) 行 使 價 額 の 算 定 方 法	ASR 交付株式数固定型新株予約権の行使時の実際の行使価額は、ASR 交付株式数固定型新株予約権の権利行使日に、以下の算式（計算の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げることとし、計算結果が 1 円を下回る場合には 1

ご注意： この文書は、当社の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付け並びに第三者割当による第 1 回新株予約権及び第 2 回新株予約権の発行について一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

	<p>円とします。)に基づき算出されます。</p> <p>行使価額 = ①受領金額（日興）－②買付必要金額（平均 VWAP）</p> <p>①「受領金額（日興）」は、本自己株式取得（ASR）においてSMB C日興証券が自己の計算で当社に売却した株式の売却額の合計額（上限8,034,750,000円）です。</p> <p>②「買付必要金額（平均 VWAP）」は、以下の計算式に従って算出される金額となります。</p> $\text{買付必要金額（平均 VWAP）} = (\text{ア}) \text{ 売却株式数（日興）} \times (\text{イ}) \text{ 平均 VWAP}$ <p>(ア)「売却株式数（日興）」は、本自己株式取得（ASR）においてSMB C日興証券が自己の計算で当社に売却した株式数（上限2,250,000株）です。</p> <p>(イ)「平均 VWAP」は、2026年8月3日（同日を含みます。）からASR交付株式数固定型新株予約権の権利行使日の直前取引日（同日を含みます。）までの期間（平均 VWAP 算定期間）中の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終日のVWAPの単純算術平均値に100.20%を乗じた価格（円位未満小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入します。）となります。ただし、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して5取引日前の日から同期間の末日までの期間及びASR交付株式数固定型新株予約権の発行要項に定める除外市場混乱事由発生日は平均 VWAP 算定期間に含めません。</p> <p>なお、当社普通株式に対する公開買付けが開始又は公表された場合等一定の場合においては、行使価額は、発行要項に定める異なる算式に基づき算出されます。</p>
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	SMB C日興証券に対する第三者割当方式
(8) その他の 事項	<p>ASR交付株式数固定型新株予約権が行使される場合、原則として2026年9月15日から（市場混乱事由発生日が発生しない限り）本割当契約に定める権利行使期間内のいずれかの日（本市場買付期間（ASR）最終日の翌取引日）に行われます。</p> <p>その他、本割当契約については上記「<ASR出資金額固定型新株予約権>（9）その他」をご参照ください。</p>

2. 本新株予約権の発行の目的及び理由

当社は、上記「I. 自己株式の取得 1. 自己株式の取得を行う理由」に記載の通り、資本効率の向上及び株主還元の充実を目的とした自己株式の取得を行うにあたり、相応の規模を有する自己株式の取得を即時に行うことが可能となるものと判断し、自己株式の取得の一部をファシリティ型自己株式取得（ASR）（本スキーム）により行うことを決定しました。本スキームにおいては、本自己株式取得（ASR）における取得分について、当社の実質的な取得価額が平均 VWAP 相当になるよう本調整取引が行われますが、本調整取引においては ASR 出資金額固定型新株予約権又は ASR 交付株式数固定型新株予約権のいずれか一方が用いられることとなります。そのため、当社は上記の決定とあわせて、本新株予約権をSMB C日興証券への第三者割当による方法で発行することを決定いたしました。

ご注意： この文書は、当社の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付け並びに第三者割当による第1回新株予約権及び第2回新株予約権の発行に関する一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

＜本割当契約について＞

本割当契約において、SMB C 日興証券は、権利行使期間（原則として 2026 年 9 月 15 日から 2027 年 2 月 1 日）内のいずれかの日に、ASR 出資金額固定型新株予約権又は ASR 交付株式数固定型新株予約権のいずれか一方を行使することが義務付けられております。具体的には、SMB C 日興証券は、本市場買付取引（ASR）が完了した日の翌取引日に、上記の通り本自己株式取得（ASR）に係る取得単価と平均 VWAP を比較した上で、ASR 出資金額固定型新株予約権又は ASR 交付株式数固定型新株予約権のいずれか一方を行使することとされております（ただし、万が一、平均 VWAP が本自己株式取得（ASR）に係る取得単価と同額であった場合は、SMB C 日興証券は ASR 出資金額固定型新株予約権及び ASR 交付株式数固定型新株予約権をいずれも放棄することとされており、かかる放棄が行われた場合には、ASR 出資金額固定型新株予約権及び ASR 交付株式数固定型新株予約権の行使は行われません。）。また、SMB C 日興証券は ASR 出資金額固定型新株予約権及び ASR 交付株式数固定型新株予約権のうち一方を行使した場合には、もう一方を行使することはできず、放棄することとされています。なお、SMB C 日興証券による本市場買付取引（ASR）については、実施するか否か、買付けの時期・価格を含め、SMB C 日興証券の裁量により行われます。

＜本新株予約権の特徴＞

それぞれの本新株予約権の特徴については以下の通りです。

- ASR 出資金額固定型新株予約権について
 - 本割当契約の定めに基づき、平均 VWAP が本自己株式取得（ASR）に係る取得単価よりも高い場合は SMB C 日興証券により ASR 出資金額固定型新株予約権が行使され、権利行使に際して出資される財産の価額（1 円）と引き換えに、SMB C 日興証券に対して当社普通株式が交付されます。
 - ASR 出資金額固定型新株予約権の行使に係る交付株式数は平均 VWAP に応じて異なり、本自己株式取得（ASR）に係る取得単価と比較して平均 VWAP 算定期間中の平均 VWAP が高いほど、交付株式数が増加する仕組みとなっております（上記「I. 自己株式の取得 4. ファシリティ型自己株式取得（ASR）について <ご参考：本調整取引テーブル>」をご参照ください。）。なお、実際の交付株式数は、本市場買付期間（ASR）後の ASR 出資金額固定型新株予約権の権利行使日に確定します。
- ASR 交付株式数固定型新株予約権について
 - 本割当契約の定めに基づき、平均 VWAP が本自己株式取得（ASR）に係る取得単価よりも低い場合は SMB C 日興証券により ASR 交付株式数固定型新株予約権が行使され、当社は権利行使に際して交付株式 100 株と引き換えに、行使価額の払込みを受けます。
 - ASR 交付株式数固定型新株予約権の行使価額は平均 VWAP に応じて異なり、本自己株式取得（ASR）に係る取得単価と比較して平均 VWAP 算定期間中の平均 VWAP が低いほど、行使価額が上昇する仕組みとなっております（上記「I. 自己株式の取得 4. ファシリティ型自己株式取得（ASR）について <ご参考：本調整取引テーブル>」をご参照ください。）。なお、実際の行使価額は、本市場買付期間（ASR）後の ASR 交付株式数固定型新株予約権の権利行使日に確定します。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定期

（1）調達する資金の額

本新株予約権については、平均 VWAP 次第で ASR 出資金額固定型新株予約権又は ASR 交付株式数固定型新株予約権のいずれか一方が行使されることとなります。本新株予約権に係る調達する資金の額は、それぞれ以下の通りです。

ご注意： この文書は、当社の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付け並びに第三者割当による第1回新株予約権及び第2回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

＜ASR 出資金額固定型新株予約権＞

① 払込金額の総額	1円
② 発行諸費用の概算額	10,000,000円
③ 差引手取概算額	0円

- (注) 1. 払込金額の総額は ASR 出資金額固定型新株予約権の発行価額及び ASR 出資金額固定型新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額です。当社普通株式に係る公開買付けが開始又は公表された場合等一定の場合には、払込金額の総額は増額される可能性がありますが、原則的な場合を記載しております。
- (注) 2. 発行諸費用の概算額は、ASR 出資金額固定型新株予約権及び ASR 交付株式数固定型新株予約権に係る弁護士費用、価額算定費用等の合計額であり、消費税等は含まれておりません。

＜ASR 交付株式数固定型新株予約権＞

① 払込金額の総額	8,034,749,999円
② 発行諸費用の概算額	10,000,000円
③ 差引手取概算額	8,024,749,999円

- (注) 1. 払込金額の総額は本自己株式取得 (ToSTNeT-3) において、一般の株主の皆様からの売付注文と取得予定株式数 (ASR) の合計が取得予定株式数 (上限) を超えず、かつ、買付必要金額 (平均 VWAP) が 1円となった場合の ASR 交付株式数固定型新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を前提とした金額であり、受領金額 (日興) (上限 8,034,750,000円) より 1円を控除した金額で記載しております。実際の金額は、ASR 交付株式数固定型新株予約権の権利行使日に確定する行使価額に基づき減少します。また、当社普通株式に係る公開買付けが開始又は公表された場合等一定の場合には、払込金額の総額は別途調整されることとなります。
- (注) 2. 発行諸費用の概算額は、ASR 交付株式数固定型新株予約権及び ASR 出資金額固定型新株予約権に係る弁護士費用、価額算定費用等の合計額であり、消費税等は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

上記の通り、ASR 出資金額固定型新株予約権が行使された場合の差引手取概算額は原則 0円であり、ASR 交付株式数固定型新株予約権による差引手取概算額は 8,024,749,999円 (上限) (ただし、当社普通株式に係る公開買付けが開始又は公表された場合等一定の場合には、払込金額の総額は別途調整されることとなります。) であります。本新株予約権については、平均 VWAP 次第で ASR 出資金額固定型新株予約権又は ASR 交付株式数固定型新株予約権のいずれか一方が行使されることとなりますが、このうち、ASR 交付株式数固定型新株予約権については、平均 VWAP が本自己株式取得 (ASR) に係る取得単価よりも低い場合に行使されることとなります。上記の通り、ASR 交付株式数固定型新株予約権の行使により払い込まれる金額は平均 VWAP に連動して変動することとなりますが、これに係る調達金額については、本自己株式取得 (ASR) の実施にあたり当社が拠出することとなる自己資金 (本自己株式取得 (ASR) に充当する現預金) (8,034,750,000円) の復元のための資金の一部として、原則 2026年9月から2027年2月までにその全額を充当する予定です。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

ASR 交付株式数固定型新株予約権の資金使途は、上記の通り本自己株式取得 (ASR) にあたり拠出することとなる自己資金の一部復元のための資金に充当する予定ですが、ASR 交付株式数固定型新株予約権は、本スキームにおける本調整取引のために活用されるものであります。ASR 交付株式数固定型新株予約権の行使により払い込まれる金額を、本自己株式取得 (ASR) にあたり拠出することとなる自己資金の復元資金の一部に充当することにより、当社は、本自己株式取得 (ASR) における取得分について、

ご注意： この文書は、当社の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の買付け並びに第三者割当による第1回新株予約権及び第2回新株予約権の発行について一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

平均 VWAP により自己株式を取得することとなり、市場株価の動向を適切に反映した形で資本効率の向上を図ることを目的とした相応の規模を有する自己株式の取得を即時に行うことが可能となることから、ASR 交付株式数固定型新株予約権の資金使途は合理的なものであると考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

ASR 出資金額固定型新株予約権及び ASR 交付株式数固定型新株予約権はファシリティ型自己株式取得 (ASR) における調整取引のために発行されるものですが、当社は、ASR 出資金額固定型新株予約権及び ASR 交付株式数固定型新株予約権の発行要項並びに SMB C 日興証券との間で締結した本割当契約に定められた諸条件を考慮した ASR 出資金額固定型新株予約権及び ASR 交付株式数固定型新株予約権の価値評価を第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計（本社：東京都千代田区紀尾井町4番1号、代表取締役：山本 頤三）（以下「赤坂国際会計」という。）に依頼しました。赤坂国際会計は、株価の騰落に応じて ASR 出資金額固定型新株予約権又は ASR 交付株式数固定型新株予約権のいずれかが権利行使される点等の諸条件も考慮しつつ、当社株式の株価変動率、ASR 出資金額固定型新株予約権及び ASR 交付株式数固定型新株予約権の行使条件等を勘案し、新株予約権の評価で一般的に使用されているモンテカルロ・シミュレーションを用いて、ASR 出資金額固定型新株予約権及び ASR 交付株式数固定型新株予約権の価値評価を実施しました。当社は、SMB C 日興証券が取得する本スキームにおける地位は単に将来の一定の時点までの株価の騰落を事後的に精算するという地位に過ぎず、株価は基本的に上下どちらにも変動し得る以上、積極的な価値を持たず、ASR 出資金額固定型新株予約権及び ASR 交付株式数固定型新株予約権の発行要項並びに本割当契約に定められた諸条件を一体として評価すれば価値は零であると評価できることから、赤坂国際会計の評価を参考にしつつ、ASR 出資金額固定型新株予約権及び ASR 交付株式数固定型新株予約権の内容を勘案の上、無償での ASR 出資金額固定型新株予約権及び ASR 交付株式数固定型新株予約権の発行が有利発行に該当しないものと判断し、ASR 出資金額固定型新株予約権及び ASR 交付株式数固定型新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととしました。

また、当社監査役5名（うち社外監査役3名）全員から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、ASR 出資金額固定型新株予約権及び ASR 交付株式数固定型新株予約権の発行条件は、いずれも SMB C 日興証券に特に有利な条件に該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められない旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

平均 VWAP が本自己株式取得 (ASR) に係る取得単価よりも高い場合に行使されることとなる ASR 出資金額固定型新株予約権の交付株式数の上限は、2,249,900 株であります（当社の発行済株式総数 74,991,106 株（2025 年 9 月 30 日現在）に対して 3.00%、総議決権数 747,776 個（2025 年 9 月 30 日現在）に対して 3.01% の希薄化率）。ただし、ASR 出資金額固定型新株予約権の権利行使（本調整取引）は、本自己株式取得 (ASR) における取得分について、当社の実質的な取得価額が平均 VWAP 相当になるよう行われるものであり、また、ASR 出資金額固定型新株予約権の実際の交付株式数は、ASR 出資金額固定型新株予約権の権利行使日に、売却株式数（日興）から取得可能株式数（平均 VWAP）を控除して算出される数となる（上記の希薄化率はあくまで交付株式数の上限に基づいている）ことからも、本自己株式取得 (ASR) 及び本調整取引全体で考えた場合には本自己株式取得 (ASR) 以前対比で希薄化を生じさせるものではなく、その規模は合理的であると判断しております。

そして、平均 VWAP が本自己株式取得 (ASR) 時に係る取得単価よりも低い場合に行使されることとなる ASR 交付株式数固定型新株予約権についても、ASR 交付株式数固定型新株予約権が行使された際の交付株式数は原則 100 株であり、希薄化の規模はより限定的かつ、本自己株式取得 (ASR) 及び本調整取引全体で考えた場合には本自己株式取得 (ASR) 以前対比で希薄化を生じせるものではないことから同様に合理的と判断しております。

ご注意： この文書は、当社の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の買付け並びに第三者割当による第1回新株予約権及び第2回新株予約権の発行に関する一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	SMB C 日興証券株式会社								
(2) 所 在 地	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号								
(3) 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	取締役社長 吉岡 秀二								
(4) 事 業 内 容	金融商品取引業等								
(5) 資 本 金	1,350 億円 (2025年9月30日現在)								
(6) 設 立 年 月 日	2009年6月15日								
(7) 発 行 済 株 式 数	200,002 株								
(8) 決 算 期	3月31日								
(9) 従 業 員 数	8,989 人 (2025年9月30日現在)								
(10) 主 要 取 引 先	投資家及び発行体								
(11) 主 要 取 引 銀 行	株式会社三井住友銀行								
(12) 大 株 主 及 び 持 株 比 率	株式会社三井住友フィナンシャルグループ 100%								
(13) 当事会社間の関係	<table border="1"> <tr> <td>資 本 関 係</td><td>当該会社が当社の株式 39,419 株 (2025年9月30日現在。2025年9月30日現在の当社の普通株式に係る総議決権数の 0.05%) を保有しているほか、特筆すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。</td></tr> <tr> <td>人 的 関 係</td><td>当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。</td></tr> <tr> <td>取 引 関 係</td><td>当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。</td></tr> <tr> <td>関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況</td><td>当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。</td></tr> </table>	資 本 関 係	当該会社が当社の株式 39,419 株 (2025年9月30日現在。2025年9月30日現在の当社の普通株式に係る総議決権数の 0.05%) を保有しているほか、特筆すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。	人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。	取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。
資 本 関 係	当該会社が当社の株式 39,419 株 (2025年9月30日現在。2025年9月30日現在の当社の普通株式に係る総議決権数の 0.05%) を保有しているほか、特筆すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。								
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。								
取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。								
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。								

ご注意： この文書は、当社の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の買付け並びに第三者割当による第1回新株予約権及び第2回新株予約権の発行について一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(14) 最近3年間の連結経営成績及び財政状態 (単位:百万円。特記しているものを除きます。)			
決算期	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
連結純資産	916,588	1,235,676	1,228,929
連結総資産	15,141,406	19,832,076	21,042,958
1株当たり連結純資産(円)	4,582,681	6,178,070	6,144,585
連結営業収益	279,492	419,113	506,885
連結営業利益又は営業損失(△)	△44,485	27,489	51,146
連結経常利益又は経常損失(△)	△42,170	31,941	57,060
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失(△)	△39,838	16,238	67,523
1株当たり連結当期純利益又は当期純損失(△)(円)	△199,189	81,189	337,614
1株当たり配当金(円)	—	—	73,799

(注) SMB C 日興証券は、東京証券取引所の取引参加者であるため、東京証券取引所に対しては反社会的勢力に該当しないことに関する確認書の提出はしていません。

SMB C 日興証券は金融商品取引業者としての登録を行い、監督官庁である金融庁の監督及び規制に服しております。また、SMB C 日興証券は東京証券取引所その他の金融商品取引所の取引参加者であり、暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」という。）には該当せず、また、特定団体等とは何らの関係も有しないものと判断しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、今般の自己株式の取得を検討するにあたり、SMB C 日興証券より提案を受けたファシリティ型自己株式取得(ASR)を採用することにより、市場株価の動向を適切に反映した形で株主還元策として相応の規模を有する自己株式の取得を即時に行うことが可能となるものと判断し、自己株式の取得の一部を本スキームにより行うこととしました。本スキームにおいては上記の通り、本自己株式取得(ASR)における取得分について、当社の実質的な取得価額が平均 VWAP 相当になるよう、ASR 出資金額固定型新株予約権又は ASR 交付株式数固定型新株予約権のいずれかを用いた本調整取引が行われます。当社は、資本効率の向上及び株主還元の充実を図ることを目的とした今般の自己株式の取得の一部を、本調整取引を含めたファシリティ型自己株式取得(ASR)の方法により遂行するため、ASR 出資金額固定型新株予約権及び ASR 交付株式数固定型新株予約権を SMB C 日興証券へ割り当てるなどを決定いたしました。

(注) ASR 出資金額固定型新株予約権及び ASR 交付株式数固定型新株予約権に係る割当では、日本証券業協会会員である SMB C 日興証券により買い受けられるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものであります。

(3) 割当予定先の保有方針

本割当契約において、SMB C 日興証券は当社の事前の書面による同意がない限り、ASR 出資金額固定型新株予約権及び ASR 交付株式数固定型新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することができない旨、いかなる場合も ASR 出資金額固定型新株予約権と ASR 交付株式数固定型新株予約権の一方のみを譲渡することができない旨等が定められております。

ご注意： この文書は、当社の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による自己株式の買付け並びに第三者割当による第1回新株予約権及び第2回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

また、SMB C 日興証券は、ASR 出資金額固定型新株予約権又は ASR 交付株式数固定型新株予約権のいずれかの行使により交付される当社株式について長期保有する意思を有しておらず、SMB C 日興証券が借り入れた株式の返却に充当する等により処分していく方針であることを確認しております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先である SMB C 日興証券からは、ASR 出資金額固定型新株予約権の発行価額（払込金額）及び ASR 出資金額固定型新株予約権又は ASR 交付株式数固定型新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額に要する資金は確保されている旨、口頭で説明を受けており、同社の 2026 年 3 月期第 3 四半期決算短信（連結）に記載されている 2025 年 12 月 31 日現在の連結貸借対照表及び個別財務諸表等から十分な現預金及びその他流動資産を保有していることを確認し、また、本自己株式取得（ASR）において SMB C 日興証券が、SMB C 日興証券が借り入れた株式を自己の計算に基づき売却し、その対価を受領することからも、当社としてかかる払込みに支障がないと判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

SMB C 日興証券は、本自己株式取得（ASR）に応じる目的で、当社役員及び役員関係者との間において株券貸借取引契約の締結を行う予定はございません。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（2025 年 9 月 30 日現在）	
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	11.81%
大樹生命保険株式会社（常任代理人 株式会社日本カストディ銀行）	6.29%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	5.75%
三井住友海上火災保険株式会社	5.62%
野村證券株式会社	2.84%
株式会社三井住友銀行	2.79%
みずほ証券株式会社	2.58%
HSBC HONG KONG-TREASURY SERVICES A/C ASIAN EQUITIES DERIVATIVES (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	2.52%
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB (常任代理人 BOFA 証券株式会社)	2.06%
株式会社竹中工務店	1.99%

(注) 1. 自己株式を控除し、小数点以下第 3 位を四捨五入して計算しております。

(注) 2. 今回の本新株予約権の募集分については、割当予定先である SMB C 日興証券は権利行使後の株式保有について長期保有を約しておらず、SMB C 日興証券が借り入れた株式の返却に充当する等により処分していく方針であるため、今回の本新株予約権の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示しておりません。

(注) 3. 本日開催の当社取締役会において、三井不動産株式会社への第三者割当による新株式発行及び自己株式の処分を行うことを決議しておりますが、上表には当該第三者割当は含めておりません。詳細については本日付で公表の「資本業務提携、第三者割当による新株発行及び自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照ください。

8. 今後の見通し

2026 年 2 月 6 日付「2026 年 3 月期第 3 四半期決算短信[日本基準]（連結）」にて公表いたしました 2026 年 3 月期の業績予想に変更はありません。

ご注意： この文書は、当社の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付け並びに第三者割当による第 1 回新株予約権及び第 2 回新株予約権の発行について一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権のうち希薄化の影響が大きいASR出資金額固定型新株予約権が権利行使され、理論上考え得る最大数の株式が交付された場合においても、①その希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権又は取得請求権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結） (単位：百万円。特記しているものを除きます。)

	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
連結営業収益	300,836	260,593	280,742
連結営業利益	25,961	20,754	17,831
連結経常利益	26,533	21,010	18,037
親会社株主に帰属する当期純利益	15,617	12,107	10,040
1株当たり連結当期純利益（円）	209.36	162.07	134.25
1株当たり配当額（円）	189.00	146.00	146.00
1株当たり連結純資産額（円）	1,250.06	1,470.70	1,566.41

(注) 当社は、2025年5月1日を効力発生日として普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割を実施しております。「1株当たり連結当期純利益」及び「1株当たり連結純資産額」は、2023年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して記載し、「1株当たり配当額」については、当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2025年12月31日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	74,991,106株	100.00%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
始値	2,498円	4,035円	4,740円
高値	4,075円	5,070円	8,280円
安値	2,300円	3,340円	4,135円
終値	3,925円	4,705円	7,960円

ご注意：この文書は、当社の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付け並びに第三者割当による第1回新株予約権及び第2回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

② 最近6ヶ月の状況

	2025年 9月	2025年 10月	2025年 11月	2025年 12月	2026年 1月	2026年 2月
始 値	4,175円	4,105円	4,046円	4,078円	3,764円	3,643円
高 値	4,390円	4,340円	4,127円	4,078円	3,930円	3,688円
安 値	4,115円	3,895円	3,712円	3,729円	3,542円	3,547円
終 値	4,135円	4,046円	4,083円	3,729円	3,613円	3,618円

(注) 2026年2月の株価については、2026年2月5日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2026年2月5日
始 値	3,637円
高 値	3,666円
安 値	3,618円
終 値	3,618円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

ご注意： この文書は、当社の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付け並びに第三者割当による第1回新株予約権及び第2回新株予約権の発行について一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(別紙)

三井倉庫ホールディングス株式会社
第1回新株予約権
発行要項

1. 本新株予約権の名称 三井倉庫ホールディングス株式会社第1回新株予約権
(以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。
3. 申込期間 2026年2月24日
4. 割当日 2026年2月24日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を、SMB C日興証券株式会社(以下「割当先」という。)に割り当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数(以下「交付株式数」という。)は、本項第(2)号に定める場合を除き、以下の算式によって計算される株式数(計算結果が負の値となる場合には0株とする。)とする。ただし、本新株予約権の目的である普通株式の総数は、本項第(3)号及び第(4)号に基づき調整されるものとする。

$$\text{交付株式数} = \text{売却株式数(日興)} - \text{取得可能株式数(平均VWAP)}$$

上記の算式において用いられた用語は、それぞれ以下に定める意味を有する。

「売却株式数(日興)」とは、当社が2026年2月9日に実施する株式会社東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による当社普通株式の買付け(以下「本自己株式取得(ToSTNeT-3)」といふ。)に際して、割当先が自己の計算で当社に売却した当社普通株式の数とする。

「取得可能株式数(平均VWAP)」とは、受領金額(日興)(以下に定義する。)を平均VWAP(以下に定義する。)で除した株式数をいい、計算の結果生じる100株未満の端数はこれを切り上げるものとする。

「受領金額(日興)」とは、本自己株式取得(ToSTNeT-3)に際して、割当先が自己の計算で当社に売却した当社普通株式の売却額の合計とする。

「平均VWAP」とは、2026年8月3日(同日を含む。)から第13項第(3)号に定める本新株予約権の行使請求の効力発生日(以下「行使請求日」といふ。)の直前取引日(同日を含む。)までの期間(以下「平均VWAP算定期間」といふ。)における、当社普通株式の普通取引の終日の売買高加重平均価格(以下「VWAP」といふ。)の単純算術平均値に100.20%を乗じた価格(円位未満小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入する。)をいふ。ただし、平均VWAPの算定において、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して5取引日前の日から同期間の末日までの期間及び除外市場混乱事由発生日(以下に定義する。)は平均VWAP算定期間に含めないものとする。

「除外市場混乱事由発生日」とは、当社普通株式に関する取引制限(制限値幅による取引制限及びシステム障害等による取引制限を含むが、これらに限られない。)等が発生したために当該日におけるVWAPを平均VWAP、平均VWAP(TOB時)(次号に定義する。)の算出の基礎とすべきでないと割当先から申告がなされた日をいふ。

(2) 前号の規定にかかわらず、当社普通株式に対する公開買付けの開始若しくは開始予定に係る公表がなされるか(以下、かかる公表が初めてなされた日を、「本公開買付実施公表日」といふ。)、又は当社普通株式に対する公開買付けに係る公開買付届出書が提出された(以下、かかる提出がなされた日を、「本公開買付届出書提出日」といふ。)場合であつて、本新株予約権の行使請求日が本公開買付実施公表日から4取引日後以内の日又は本公開買付届出書提出日から4取引日後以内の日(ただし、当該4取引日のカウントに際して、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して5取引日前の日から同期間の末日ま

ご注意: この文書は、当社の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による自己株式の買付け並びに第三者割当による第1回新株予約権及び第2回新株予約権の発行に関する一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

での各取引日は含めない。以下同じ。) である場合、本新株予約権に係る交付株式数は、下記①及び②に記載される算式によってそれぞれ計算される数値の合計値とする (なお、下記①及び②に記載される算式のそれぞれにおいて、計算の結果生じる 100 株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。)。

① $\{ \text{売却株式数(日興)} - (\text{受領金額(日興}) \div \text{平均VWAP (T O B時)}) \} \times \text{T O B時経過期間割合}$ (計算結果が負の値となる場合には 0 株とする。)

② 売却株式数(日興) $\times \text{T O B時残存期間割合}$

上記各算式において用いられた用語は、前号に定めるもののほか、それぞれ以下に定める意味を有する。

「平均VWAP (T O B時)」とは、2026 年 8 月 3 日 (ただし、基準取引日 (T O B時) (以下に定義する。) が 2026 年 8 月 3 日に先立つ場合には、2026 年 2 月 10 日とする。) (同日を含む。) から、本公開買付実施公表日又は本公開買付届出書提出日 (ただし、いずれについても、本項が適用される本新株予約権の行使請求日に先立つ 4 取引日の間に到来した日であることを要し、いずれの日もかかる 4 取引日の間に到来している場合には、いずれか早く到来した日とする。) の直前取引日 (以下「基準取引日 (T O B時)」という。) (同日を含む。) までの期間の各取引日 (ただし、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して 5 取引日前の日から同期間の末日までの期間及び除外市場混乱事由発生日を除く。) におけるVWAP の算術平均値に 100.20% を乗じた価格をいう (円位未満小数第 5 位まで算出し、小数第 5 位を四捨五入する。)。

「T O B時経過期間割合」とは、2026 年 8 月 3 日 (同日を含む。) から基準取引日 (T O B時) (同日を含む。) までにおける取引日 (ただし、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して 5 取引日前の日から同期間の末日までの期間及び除外市場混乱事由発生日を除く。) の日数を、期間全日数 (以下に定義する。) で除した割合をいう。ただし、基準取引日 (T O B時) が 2026 年 8 月 3 日に先立つ場合には 0 とする。

「期間全日数」とは、2026 年 8 月 3 日 (同日を含む。) から 2027 年 1 月 29 日 (同日を含む。) までにおける取引日 (ただし、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して 5 取引日前の日から同期間の末日までの期間及び除外市場混乱事由発生日を除く。) の日数をいう。

「T O B時残存期間割合」とは、基準取引日 (T O B時) の翌取引日 (同日を含む。) から 2027 年 1 月 29 日 (同日を含む。) までにおける取引日 (ただし、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して 5 取引日前の日から同期間の末日までの期間及び除外市場混乱事由発生日を除く。) の日数を、期間全日数で除した割合をいう。ただし、基準取引日 (T O B時) が 2026 年 8 月 3 日に先立つ場合には 1 とする。

(3) 2026 年 2 月 12 日 (同日を含む。) から行使請求日の 1 取引日後の日 (同日を含む。) までの期間中に当社が当社普通株式の分割、無償割当又は併合 (以下「株式分割等」と総称する。) の基準日又は株主確定日 (基準日又は株主確定日を定めない場合は、効力発生日) が設定された場合、前 2 号及び第 8 項の計算における①売却株式数(日興) 及び②当該株式分割等のための権利付最終取引日以前の各取引における各VWAP は、それぞれ次の算式により調整される。ただし、売却株式数(日興)に係る計算の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるとして、調整後VWAP については小数第 5 位まで算出し、その小数第 5 位を四捨五入することとする。

調整後売却株式数(日興) = 調整前売却株式数(日興) \times 株式分割等の比率

$$\text{調整後VWAP} = \frac{\text{調整前VWAP}}{\text{株式分割等の比率}}$$

(4) 前号の場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権に係る新株予約権者 (以下「本新株予約権者」という。) と協議の上、その承認を得て、必要な売却株式数(日興)、平均VWAP、平均VWAP (T O B時) 及びVWAP の調整を行う。

- ① 合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付のために調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により調整を必要とするとき。
- ③ これらの金額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整にあたり、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

ご注意： この文書は、当社の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の買付け並びに第三者割当による第 1 回新株予約権及び第 2 回新株予約権の発行に関する一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

④ その他当社及び本新株予約権者のいずれもが調整を必要と判断したとき。

7. 本新株予約権の総数 1個

8. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円とする。

ただし、第6項第(2)号が適用される場合においては、その価額は1円に以下の算式によって計算される価額を加算する。

受領金額(日興) × T O B時残存期間割合

9. 本新株予約権の行使可能期間

2026年2月25日から2027年2月12日まで(以下「行使可能期間」という。)とする。ただし、行使可能期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。また、振替機関(第17項に定める振替機関をいう。以下同じ。)が必要であると認めた日については本新株予約権の行使をすることができないものとする。

10. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使はできない。

11. 本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

12. 組織再編行為による新株予約権の交付

当社が吸收合併消滅会社となる吸收合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸收分割会社となる吸收分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれ吸收合併存続会社、新設合併設立会社、吸收分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「再編当事会社」と総称する。)の新株予約権(以下「代替新株予約権」という。)を以下の条件に基づき交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、当社は、再編当事会社をして代替新株予約権を新たに発行させるものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

1個

(2) 新たに交付される新株予約権の目的である株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的である株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は第8項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

(5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、行使の条件、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金、組織再編行為の場合の新株予約権の交付並びに新株予約権証券の不発行

第9項乃至第12項、第16項及び第17項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

13. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権の行使は、行使可能期間中に第14項に定める行使請求受付場所に行使請求に必要な事項の通知が行われることにより行われる。

(2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額を現金にて第15項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振込むも

ご注意： この文書は、当社の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による自己株式の買付け並びに第三者割当による第1回新株予約権及び第2回新株予約権の発行について一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

のとする。

- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使可能期間中に第 14 項に定める行使請求受付場所に対して行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

14. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

15. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 日本橋東支店

16. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用等

本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第 163 条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第 164 条第 2 項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される普通株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。

17. 振替機関

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

18. 本新株予約権の発行価額及びその行使に際して払込をなすべき額の算定理由

本要項及び本新株予約権と同時に割当先に対して発行される第 2 回新株予約権の発行要項並びに割当先との間で締結する予定の新株予約権割当契約に定める諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎に評価した結果を参考に、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。また、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 8 項記載の通りとした。

19. 1 単元の数の定めの廃止等に伴う取扱い

本新株予約権の割当日後、当社が 1 単元の株式の数の定めを廃止する場合等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

20. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長 社長執行役員又はその指名する者に一任する。

以上

ご注意： この文書は、当社の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付け並びに第三者割当による第 1 回新株予約権及び第 2 回新株予約権の発行について一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

三井倉庫ホールディングス株式会社
第2回新株予約権
発行要項

1. 本新株予約権の名称 三井倉庫ホールディングス株式会社第2回新株予約権
(以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。
3. 申込期間 2026年2月24日
4. 割当日 2026年2月24日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を、SMB C日興証券株式会社(以下「割当先」という。)に割り当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数(以下「交付株式数」という。)は100株とする。

ただし、第8項第(2)号が適用される場合においては、交付株式数は100株に以下の算式によって計算される株式数を加算する(なお、計算の結果生じる100株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。)。

売却株式数(日興) × T O B 時残存期間割合

上記の算式において用いられた用語は、それぞれ第8項に定める意味を有する。ただし、売却株式数(日興)は、第8項第(3)号及び第(4)号に基づき調整されるものとする。

7. 本新株予約権の総数 1個

8. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額(以下「行使価額」という。)は、本項第(2)号に定める場合を除き、以下の算式によって計算される金額(1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げるものとし、計算結果が1円を下回る場合には1円とする。)とする。ただし、行使価額は、本項第(3)号及び第(4)号に基づき調整されるものとする。

行使価額 = 受領金額(日興) - (売却株式数(日興) × 平均VWAP)

上記の算式において用いられた用語は、それぞれ以下に定める意味を有する。

「受領金額(日興)」とは、当社が2026年2月9日に実施する株式会社東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による当社普通株式の買付け(以下「本自己株式取得(ToSTNeT-3)」といふ。)に際して、割当先が自己の計算で当社に売却した当社普通株式の売却額の合計とする。

「売却株式数(日興)」とは、本自己株式取得(ToSTNeT-3)に際して、割当先が自己の計算で当社に売却した当社普通株式の数とする。

「平均VWAP」とは、2026年8月3日(同日を含む。)から第13項第(3)号に定める本新株予約権の行使請求の効力発生日(以下「行使請求日」といふ。)の直前取引日(同日を含む。)までの期間(以下「平均VWAP算定期間」といふ。)における、当社普通株式の普通取引の終日の売買高加重平均価格(以下「VWAP」といふ。)の単純算術平均値に100.20%を乗じた価格(円位未満小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入する。)をいふ。ただし、平均VWAPの算定において、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して5取引日前の日から同期間の末日までの期間及び除外市場混乱事由発生日(以下に定義する。)は平均VWAP算定期間に含めないものとする。

「除外市場混乱事由発生日」とは、当社普通株式に関する取引制限(制限値幅による取引制限及びシステム障害等による取引制限を含むが、これらに限られない。)等が発生したために当該日におけるVWAPを平均VWAP、平均VWAP(T O B 時)(次号に定義する。)の算出の基礎とすべきでないと割当先から申告がなされた日をいふ。

- (2) 前号の規定にかかわらず、当社普通株式に対する公開買付けの開始若しくは開始予定に係る公表がなさ

ご注意: この文書は、当社の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による自己株式の買付け並びに第三者割当による第1回新株予約権及び第2回新株予約権の発行について一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

れるか（以下、かかる公表が初めてなされた日を、「本公開買付実施公表日」という。）、又は当社普通株式に対する公開買付けに係る公開買付届出書が提出された（以下、かかる提出がなされた日を、「本公開買付届出書提出日」という。）場合であって、本新株予約権の行使請求日が本公開買付実施公表日から4取引日後以内の日又は本公開買付届出書提出日から4取引日後以内の日（ただし、当該4取引日のカウントに際して、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して5取引日前の日から同期間の末日までの各取引日は含めない。以下同じ。）である場合、本新株予約権の行使価額は、下記①及び②に記載される算式によってそれぞれ計算される数値の合計値とする（なお、下記①及び②に記載される算式のそれぞれにおいて、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。）。

① $\{受領金額(日興) - (売却株式数(日興) \times \text{平均VWAP(TOB時)})\} \times \text{TOB時経過期間割合}$ （計算結果が1円を下回る場合には1円とする。ただし、TOB時経過期間割合が0である場合には0円とする。）

② 受領金額(日興) $\times \text{TOB時残存期間割合}$

上記各算式において用いられた用語は、前号に定めるもののほか、それぞれ以下に定める意味を有する。

「平均VWAP(TOB時)」とは、2026年8月3日（ただし、基準取引日(TOB時)（以下に定義する。）が2026年8月3日に先立つ場合には、2026年2月10日とする。）（同日を含む。）から、本公開買付実施公表日又は本公開買付届出書提出日（ただし、いずれについても、本項が適用される本新株予約権の行使請求日に先立つ4取引日の間に到来した日であることを要し、いずれの日もかかる4取引日の間に到来している場合には、いずれか早く到来した日とする。）の直前取引日（以下「基準取引日(TOB時)」という。）（同日を含む。）までの期間の各取引日（ただし、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して5取引日前の日から同期間の末日までの期間及び除外市場混乱事由発生日を除く。）におけるVWAPの算術平均値に100.20%を乗じた価格をいう（円位未満小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入する。）。

「TOB時経過期間割合」とは、2026年8月3日（同日を含む。）から基準取引日(TOB時)（同日を含む。）までにおける取引日（ただし、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して5取引日前の日から同期間の末日までの期間及び除外市場混乱事由発生日を除く。）の日数を、期間全日数（以下に定義する。）で除した割合をいう。ただし、基準取引日(TOB時)が2026年8月3日に先立つ場合には0とする。

「期間全日数」とは、2026年8月3日（同日を含む。）から2027年1月29日（同日を含む。）までにおける取引日（ただし、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して5取引日前の日から同期間の末日までの期間及び除外市場混乱事由発生日を除く。）の日数をいう。

「TOB時残存期間割合」とは、基準取引日(TOB時)の翌取引日（同日を含む。）から2027年1月29日（同日を含む。）までにおける取引日（ただし、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して5取引日前の日から同期間の末日までの期間及び除外市場混乱事由発生日を除く。）の日数を、期間全日数で除した割合をいう。ただし、基準取引日(TOB時)が2026年8月3日に先立つ場合には1とする。

（3）2026年2月12日（同日を含む。）から行使請求日の1取引日後の日（同日を含む。）までの期間中に当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）の基準日又は株主確定日（基準日又は株主確定日を定めない場合は、効力発生日）が設定された場合、第6項及び前2号の計算における①売却株式数(日興)及び②当該株式分割等のための権利付最終取引日以前の各取引日における各VWAPは、それぞれ次の算式により調整される。ただし、売却株式数(日興)に係る計算の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるとして、調整後VWAPについては小数第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入することとする。

調整後売却株式数(日興) = 調整前売却株式数(日興) \times 株式分割等の比率

$$\text{調整後VWAP} = \frac{\text{調整前VWAP}}{\text{株式分割等の比率}}$$

ご注意：この文書は、当社の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付け並びに第三者割当による第1回新株予約権及び第2回新株予約権の発行に関する一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(4) 前号の場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）と協議の上、その承認を得て、必要な売却株式数（日興）、平均VWAP、平均VWAP（T.O.B時）及びVWAPの調整を行う。

- ① 合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付のために調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により調整を必要とするとき。
- ③ これらの金額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整にあたり、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ④ その他当社及び本新株予約権者のいずれもが調整を必要と判断したとき。

9. 本新株予約権の行使可能期間

2026年2月25日から2027年2月12日まで（以下「行使可能期間」という。）とする。ただし、行使可能期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。また、振替機関（第17項に定める振替機関をいう。以下同じ。）が必要であると認めた日については本新株予約権の行使をすることができないものとする。

10. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使はできない。

11. 本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

12. 組織再編行為による新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）の新株予約権（以下「代替新株予約権」という。）を以下の条件に基づき交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、当社は、再編当事会社をして代替新株予約権を新たに発行させるものとする。

（1）新たに交付される新株予約権の数

1個

（2）新たに交付される新株予約権の目的である株式の種類

再編当事会社の同種の株式

（3）新たに交付される新株予約権の目的である株式の数の算定方法

第6項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

（4）新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。

（5）新たに交付される新株予約権に係る行使期間、行使の条件、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金、組織再編行為の場合の新株予約権の交付並びに新株予約権証券の不発行

第9項乃至第12項、第16項及び第17項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

13. 本新株予約権の行使請求の方法

（1）本新株予約権の行使は、行使可能期間中に第14項に定める行使請求受付場所に行使請求に必要な事項の通知が行われることにより行われる。

ご注意： この文書は、当社の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付け並びに第三者割当による第1回新株予約権及び第2回新株予約権の発行に関する一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額を現金にて第 15 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使可能期間中に第 14 項に定める行使請求受付場所に対して行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

14. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

15. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 日本橋東支店

16. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用等

本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第 163 条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第 164 条第 2 項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される普通株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。

17. 振替機関

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

18. 本新株予約権の発行価額及びその行使に際して払込をなすべき額の算定理由

本要項及び本新株予約権と同時に割当先に対して発行される第 1 回新株予約権の発行要項並びに割当先との間で締結する予定の新株予約権割当契約に定める諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎に評価した結果を参考に、本新株予約権と引換に金銭の払込みを要しないこととした。また、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 8 項記載の通りとした。

19. 1 単元の数の定めの廃止等に伴う取扱い

本新株予約権の割当日後、当社が 1 単元の株式の数の定めを廃止する場合等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

20. その他

(1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(3) その他本新株予約権発行に關する必要な事項は、当社代表取締役社長 社長執行役員又はその指名する者に一任する。

以上

ご注意： この文書は、当社の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付け並びに第三者割当による第 1 回新株予約権及び第 2 回新株予約権の発行に關して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。